

カテゴリ名	Q&Aタイトル	本文
事業全体について	事業の目的は何ですか。	県内に所在する障害福祉サービスの入所施設等に対し、給付金を交付することにより、エネルギー・食料品価格の高騰による障害者福祉施設の経営への影響を緩和し、もって当該施設を利用する障害児者の生活環境を維持することを目的とします。
	給付金額は、なぜ定員一人につき入所施設15,000円、グループホーム等11,000円なのですか。また、通所系施設は1施設につき30,000円と定額なのか。	金額について、複数の施設にヒアリング等を行い、電気・ガス、食料品などの価格高騰による影響額を基に算定しました。通所系が定額なのは入所系等施設と違い定員という概念がなく施設として電気等のエネルギーを負担しているため定額としております。
	当給付金は使用用途の決まりはあるか。受給後に別途、使用用途の報告を県にする必要はありますか。	給付金の用途の決まりはありません。また、受給後の実績報告等も必要ありません。
	給付金の交付を受けた場合は、利用者負担を増やしてはいけないでしょうか。	給付金の交付を受ける要件ではありませんが、本事業の趣旨を御理解の上、御対応願います。
	物価高騰分はすでに入所者に負担してもらっていますが、交付を申請してよろしいですか。	給付金の交付を受ける要件ではありませんが、本事業の趣旨を御理解の上、御対応願います。
	この支援事業は、継続しますか。（第3回等はありませんか。）	現時点では、予定していません。
	対象施設関係	訪問系の事業所は、今回の支援事業の対象ですか。
なぜ、訪問系の事業所は、今回の支援事業の対象ではないのですか。		入所系施設は、24時間365日稼働しているため、物価高騰の影響を大きく受けており、利用者の生活環境の維持を図る必要があるため、支援しているものです。訪問系施設は、入所系施設及び通所系施設と比べガソリン価格の影響を受けやすい状況にあり、ガソリン価格について国において価格維持のための補助が行われており、すでに公的支援がなされているため、支援の対象としませんでした。
千葉市（政令市）に所在する施設ですが、対象になりますか。また、船橋市や柏市（いずれも中核市）はどうですか。		本事業は、政令市・中核市に所在する障害者福祉サービスの入所施設等も給付金の交付対象となっています。
障害者福祉サービスの入所施設等と高齢者施設の両方を運営している場合、両方とも申請できますか。		高齢者福祉施設など障害者福祉サービスの入所施設等以外の施設については、事業が異なるので、それぞれ、所管する県の担当課または事務局までお問い合わせ願います。
運営法人は県内に所在するが、県外に所在する高齢者福祉施設についても給付対象となりますか。		千葉県内に所在する障害者福祉サービスの入所施設等を給付の対象としていますので、県外に所在する障害者福祉サービスの入所施設等は対象となりません。なお、運営法人が県外に所在している場合は、障害者福祉サービスの入所施設等が県内に所在していれば給付の対象となります。
1月1日時点で休止しておりましたが、2月に再開しております。給付の対象になりますか。		基準日(令和6年1月1日)において休止しているため、対象外となります。申請日時点で再開していたとしても対象となりません。
1月1日時点で休止している場合を対象外としているのはなぜですか。		制度上、いずれかの基準日を定めることが必要ですが、本事業では、事業の実施を決定したのが12月中であることから、基準日を1月1日としました。
事業所を開始していない状況や、休止している状況の判断方法はありますか。		県で把握している障害者福祉サービスの入所施設等事業所の指定状況などを基に判断しています。
複数サービス種別があるのに、1つに絞られているのはなぜですか。また、基準は。	通所系施設については、1施設（住所）ごとに補助を行うこととしておりますので、その施設で複数サービスを行っていても1つのサービスとして判断しております。ただし、ビル等で二部屋を分けて借りている（住所が分かれている）等の場合はそれぞれのサービスで申請を可とするため疑義が生じた場合にはお問い合わせください。	
定員関係	1月1日以降、定員の増減がありますが、1月1日時点の定員で申請していいですか。	1月1日時点の定員で申請してください。
	実際の入所者（利用者）数が定員数より少ないのですが、定員数で申請してよろしいですか。 定員数が異なる場合	交付額は入所者数や利用者数ではなく、定員数で計算するので、令和6年1月1日現在の定員数で申請してください。 相談窓口（コールセンター）に問合せください。
申請関係	申請開始はいつからですか。	申請については令和6年2月27日（火）から受付します。
	交付の申請は事業所・施設毎になりますか。	法人ごとに申請することとなりますので、複数事業所・施設を運営している法人については、まとめて申請してください。
	住所が異なる場合	相談窓口（コールセンター）に問合せください。
	法人でいくつかの施設の指定を受けています。まとめて申請することができますか。	まとめて申請してください。
	同一の障害福祉サービス等事業所番号で複数回申請できますか。	1施設当たり、申請は1回となります。
	同一の施設が、本補助金と市町村が実施する物価高騰対策の補助金の両方を受けることはできますか	県の支援事業は、市町村の支援事業を理由に受け取れないということはありませんが、市町村の支援事業については、それぞれ条件がありますので、市町村にご確認願います。
	障害福祉サービス等事業者番号がわかりません。申請はどのようにすればよいですか。	相談窓口（コールセンター）に問合せください。
	電気代等を支払った証拠書類を提出する必要はありますか。	電気代等を支払った証拠書類を提出する必要はありません。また、本件給付金の手続きにおいて、特に当該書類を保存しておく必要もありません。
	実績報告書を提出する必要はありますか。	実績報告書を提出する必要はありません。
	役員等名簿は、法人で持っている既存の名簿を提出していいですか。	役員等名簿は様式が決まっているので、特設ホームページで様式をダウンロードし、記入の上、ご提出願います。
	施設名義の口座を振込先口座としてよろしいですか。	振込先口座は、法人名義の口座をお願いいたします。
	給付金の受け取りを関連会社や個人、第三者等に委託し、その者を名義とする口座を振込先口座としていいですか。	本件給付金の振込先口座の名義は、申請者名である必要があります。関連会社や個人、第三者等を名義とする口座を振込先口座とすることはできません。
	郵便で申請してよろしいですか。	郵送による申請も可能ですが、給付を円滑に行うため、できるだけWEB申請をご利用ください。
	郵便で申請する場合は、書留郵便で提出する必要はありますか。	郵送で申請するに当たり、書留郵便は必須というわけではありませんが、配達記録等が残る郵便を利用される方が望ましいと思われます。
	電子メールやFAXで申請できますか。	できません。申請は、WEB申請、又は郵送でお願いします。
	申請後の流れは、どのようになりますか。	事務局で申請を受け付け後、審査を行います。内容に不備が無い場合は、交付決定通知を郵送後、給付金を指定の振込先口座に振り込みます。なお、添付書類の不足や記載漏れなど、申請に不備がある場合は補正をお願いする場合がありますのでご承知願います。
交付決定の方法、振込時期はいつ頃ですか。	申請受付後、申請内容の審査の結果、適正と認められた場合は交付決定を行い、交付決定額を運営法人に通知するとともに、指定口座に給付金をお振り込みします。給付金の振り込みについては、申請件数の状況にもよりますが、申請から約1ヵ月程度を見込んでいます。	
WEB申請した場合、申請書の控えはどのようにして残したらよいですか。	申請の受付メール、誓約書の原本及び役員等一覧については、概ね5年程度、保管をお願いします。	
申請した内容を修正したいのですが、どのようにしたらよいですか。	相談窓口（コールセンター）へご連絡ください。	
WEBから申請書類をダウンロードする環境がなく、申請書用紙（様式）の郵送を希望する場合、対応方法はありますか。	事務局から、申請書類等を郵送します。	